

議案第 65 号

清水町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町文化会館条例の一部を改正する条例

清水町文化会館条例（昭和55年清水町条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中

「

2 附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料
舞台 設備	所作台	式	2,100円
	花道所作台	式	520円
	平台（3尺）	台	100円
	平台（4尺）	台	100円
	平台（6尺）	台	100円
	松羽目	式	730円
	竹羽目	式	730円
	反射板	式	3,150円
	金屏風	双	1,050円
	もうせん	枚	100円
	地がすり	枚	310円
	紗幕	枚	520円
	上敷（12尺）	本	100円
	上敷（18尺）	本	100円
	上敷（30尺）	本	100円
	箱足	台	50円
	高座用座布団	枚	50円
	開き足	台	50円
	大太鼓	台	730円
	人形立	本	50円
	指揮者台	台	210円
	指揮者用譜面台	台	100円
	演奏者用譜面台	台	50円
ひな段	式	310円	
長座布団	枚	50円	
演壇	式	630円	

	めくり台	台	100円
	譜面灯	台	50円
	ピアノ	式	5,250円
	平台 (2尺)	台	100円
	変形平台	台	100円
	銀屏風	双	1,050円
	上敷	本	100円
照明 設備	照明調光本機	式	3,150円
	フットライト	式	730円
	花道フットライト	式	310円
	アッパーホリゾンライト	式	1,050円
	ロアーホリゾンライト	式	840円
	ボーダーライト	列	730円
	シーリングスポットライト	台	210円
	ピンスポットライト	台	1,050円
	サスペンションスポットライト	台	210円
	フロントサイドスポットライト	台	210円
	タワースポットライト	台	210円
	フットスポット	台	100円
	ベビースポット	台	100円
	スポットライト (1KW)	台	210円
	スポットライト (500W)	台	100円
	固定タワー	対	520円
	トーマンタルタワー	対	520円
	アームスタンド	台	210円
	スタンド	台	100円
	エフェクトマシン	台	730円
	ダブルマシン	台	520円
	リップルマシン	台	210円
	先玉	台	210円
	オーバーヘッドマシン	台	840円
スポックス	台	100円	
ミラーボール	台	730円	

	オーロラマシン	台	730円
	ファイヤードラム	台	730円
	スポットライト (2KW)	台	420円
	ストリップライト (3尺)	台	100円
	ストリップライト (6尺)	台	210円
	ピンカッター	台	520円
	星球	式	520円
放送 設備	場内拡声装置	式	3,150円
	レコードプレーヤー	台	1,050円
	テープレコーダー	台	1,050円
	カセットテープレコーダー	台	730円
	ポータブルテープレコーダー	台	730円
	マイク (A)	本	520円
	マイク (B)	本	520円
	エアーモニターマイク	式	520円
	エレベーターマイク	本	1,570円
	ワイヤレスマイク	本	1,050円
	エコーマシン	台	520円
	モニタースピーカー	台	520円
	ポータブルミキサー	台	1,050円
	16mm映写機	式	2,100円
	スクリーン	式	520円
	3点吊装置	式	1,570円
	ステージスピーカー	台	1,050円
	持込器具電気使用料	1 KW	100円

」を

「

2 附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料
	所作台	式	2,100円
	花道所作台	式	520円
	平台 (2尺)	台	100円
	平台 (3尺)	台	100円

舞台
設備

平台 (4尺)	台	100円
平台 (6尺)	台	100円
変形平台	台	100円
松羽目	式	730円
竹羽目	式	730円
反射板	式	3,150円
金屏風	双	1,050円
銀屏風	双	1,050円
もうせん	枚	100円
地がすり	枚	310円
紗幕	枚	520円
上敷	本	100円
上敷 (12尺)	本	100円
上敷 (18尺)	本	100円
上敷 (30尺)	本	100円
箱足	台	50円
開き足	台	50円
大太鼓	台	730円
人形立	本	50円
指揮者台	台	210円
指揮者用譜面台	台	100円
演奏者用譜面台	台	50円
ひな段	式	310円
長座布団	枚	50円
高座用座布団	枚	50円
演壇	式	630円
めくり台	台	100円
譜面灯	台	50円
ピアノ	式	5,250円
照明操作卓	式	3,150円
フットライト	式	730円
花道フットライト	式	310円
アッパーホリゾンライト	式	1,050円

照明 設備	ローアーホリゾンライト	式	840円
	ボーダーライト	列	730円
	シーリングスポットライト	台	210円
	ピンスポットライト	台	1,050円
	サスペンションスポットライト	台	210円
	フロントサイドスポットライト	台	210円
	タワースポットライト	台	210円
	平凸スポットライト	台	210円
	フレネルスポットライト	台	210円
	パーライト	台	150円
	ソースフォー	台	150円
	フットスポット	台	100円
	ベビースポット	台	100円
	固定タワー	対	520円
	トーマンタルタワー	対	520円
	アームスタンド	台	210円
	スタンド	台	100円
	エフェクトマシン	台	730円
	ダブルマシン	台	520円
	リップルマシン	台	210円
	オーロラマシン	台	730円
	ファイヤードラム	台	730円
	オーバーヘッドマシン	台	840円
	ミラーボール	台	730円
	先玉	台	210円
	ピンカッター	台	520円
	星球	式	520円
放送 設備	音響調整卓（袖調整卓含む）	式	3,150円
	プレーヤー	台	1,050円
	レコーダー	台	730円
	有線マイク	本	520円
	ワイヤレスマイク	本	1,050円
	エアーモニターマイク	式	520円

マイクスタンド	台	100円
モニタースピーカー	台	520円
ステージスピーカー	台	1,050円
ポータブルミキサー	台	1,050円
スクリーン	式	520円
3点吊装置	式	1,570円
持込器具電気使用料	1KW	100円

」に改め、

「

3 暖房使用料

区分		面積	1時間あたり使用料
一階	大ホール	606.60㎡	1,570円
	ホワイエ	417.26㎡	1,050円
	楽屋1	66.85㎡	210円
	楽屋2	37.55㎡	210円
	展示室	59.07㎡	210円
	シャワー室1	5.30㎡	50円
	シャワー室2	5.30㎡	50円
	主催者事務室	9.17㎡	50円
	楽屋事務室	4.19㎡	50円
二階	ホワイエ	74.05㎡	210円
	練習室1	94.98㎡	210円
	練習室2	57.97㎡	210円
	練習室3	100.12㎡	210円

備考

- 1 暖房使用期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。
- 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。

」を

「

3 冷暖房使用料

区分		面積	1時間あたり使用料
	大ホール	606.60㎡	1,570円
	ホワイエ	417.26㎡	1,050円

一階	楽屋 1	66.85m ²	210円
	楽屋 2	37.55m ²	210円
	展示室	59.07m ²	210円
	シャワー室 1	5.30m ²	50円
	シャワー室 2	5.30m ²	50円
	主催者事務室	9.17m ²	50円
	楽屋事務室	4.19m ²	50円
二階	ホワイエ	74.05m ²	210円
	練習室 1	94.98m ²	210円
	練習室 2	57.97m ²	210円
	練習室 3	100.12m ²	210円

備考

- 1 冷房期間は、5月15日から10月15日までの間とする。
- 2 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。
- 3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。

」に改める。

別表 2 中

「

2 暖房使用料

区分		面積	1時間あたり使用料
一階	大ホール	606.60m ²	230円
	ホワイエ	417.26m ²	150円
	楽屋 1	66.85m ²	50円
	楽屋 2	37.55m ²	50円
	展示室	59.07m ²	50円
	シャワー室 1	5.30m ²	50円
	シャワー室 2	5.30m ²	50円
	主催者事務室	9.17m ²	50円
	楽屋事務室	4.19m ²	50円
二階	ホワイエ	74.05m ²	50円
	練習室 1	94.98m ²	50円
	練習室 2	57.97m ²	50円
	練習室 3	100.12m ²	50円

備考

- 1 暖房使用期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。
- 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。

」を

「

2 冷暖房使用料

区分		面積	1時間あたり使用料
一階	大ホール	606.60m ²	230円
	ホワイエ	417.26m ²	150円
	楽屋1	66.85m ²	50円
	楽屋2	37.55m ²	50円
	展示室	59.07m ²	50円
	シャワー室1	5.30m ²	50円
	シャワー室2	5.30m ²	50円
	主催者事務室	9.17m ²	50円
	楽屋事務室	4.19m ²	50円
二階	ホワイエ	74.05m ²	50円
	練習室1	94.98m ²	50円
	練習室2	57.97m ²	50円
	練習室3	100.12m ²	50円

備考

- 1 冷房期間は、5月15日から10月15日までの間とする。
- 2 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。
- 3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。